

東北芸術工科大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東北芸術工科大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東北芸術工科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の理念を「芸術的創造と、人類の良心によって科学技術を運用する新しい世界観の確立」とし、これを受けた使命、目的、四つの教育目標は、学校教育法等法令に従い設置され、簡潔な文章で明文化されている。理念に基づき、三つの教育目的を設定、個性・特色を出しており、育成する人材像を明示している。理念・使命・目的は、役員・教職員、学生に浸透し、ホームページで公表するとともに、大学正面入口に大学設立の宣言を掲げている。平成25(2013)年度に教育改革3か年プランを、翌年度5か年計画を策定。三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は、建学の理念をもととした使命・目的及び教育目的が反映されている。教育研究の基本的な組織は、規模に合った内容で構成され、学長会、代表教授会の運営とともに法人・教学組織間が連携を持って運営されている。東北文化・文化財保存修復・創造性開発の各研究センター、共創デザイン室等の付置研究機関の活動を通じて地域社会に貢献している。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、学生募集要項及び大学ホームページに掲載され、個々に応じた入学試験を選択できる形となっている。定員充足率は、適正に推移している。教育理念・目的・育成する人材像に沿った教育課程の編成が図られ、授業評価アンケート結果を反映したFD(Faculty Development)の実施により、教授方法の工夫が図られている。入学準備プログラム、オフィスアワーの設定、TA(Teaching Assistant)の活用等を行っており、教職協働で学生を支援する体制が構築されている。単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則等に明示、GPA(Grade Point Average)と連動する履修登録単位の上限が設定され、結果は学修ポータルサイト「NETBUS」に開示されるなど適正に実施されている。社会的・職業的自立のために、キャリアセンターが進路指導、支援を行っている。教育目的の達成状況は、就職率等進路状況、学修生活アンケートの結果分析等で確認し、開示している。奨学金、カウンセリング等学生生活安定のための支援が行われている。教員配置は、設置基準を満たしている。専任教員の採用・昇進等については、教員選考基準により厳格に運用されている。校地・校舎、図書館や体育施設等は設置基準を満たしている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は、寄附行為に定められ、適切な運営がなされている。理事会業務委任規程において、理事会決定事項を定め、法人の使命・目的実現のための継続的努力を行っている。省エネルギー等環境保全や人権・安全へのため、諸規則を定め、適正に運営

を行っている。大学ホームページに財務・教育情報が公表されている。理事会、常任理事会が寄附行為等に従い設置され、機動的な運営がなされている。大学の意思決定機関のための審議機関として学長会が設けられ、学長のリーダーシップのもと、教学に関する意思決定が行われている。各々の会議には、教員・職員が出席し、法人・大学部門の相互チェックを図りつつガバナンスの機能性を確保している。職員ポートフォリオ制度を通じて、SD(Staff Development)が行われている。財務は中長期計画に基づき手堅く運用されている。監事は学校法人の財務会計等の状況を監査し、理事会及び評議員会に報告している。会計処理は適正に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

学則及び規則に基づき、学長のもとに自己点検・評価委員会を設置し、点検・評価の実施、結果の公表を行っている。評価結果は、毎年、報告書として取りまとめられている。教育の日常的な向上と改善を狙い、FD 委員会が教員の FD 活動を実施しているほか、授業評価・学修生活各アンケートを実施している。また教員・職員各ポートフォリオの活用により教職員の総合評価を適正に行っている。点検・評価の実施に当たっては、年 2 回の「G-PDCA」により行われている。点検は各事業の実施状況と達成度を示すエビデンスをもとに行われている。IR(Institutional Research)機能は各部署が担い、各現場が業務改善関連データの収集と分析を行っている。授業評価の集計結果は、当該教員のほか、学生や一般社会に公表を行っている。人事・授業各評価等自己点検対象データについて PDCA サイクルで検証を行っている。

総じて、東北地区初の公設民営の芸術系大学としての建学の理念と四つの教育目標を掲げ、東北地域における芸術系人材育成に貢献することを基本とした教育、研究に関わる制度と運営において、その特色と独自性がうかがわれ、今後も一層の発展が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携一地域の知の拠点としての展開一」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の理念を「芸術的創造と、人類の良心によって科学技術を運用する新しい世界観の確立」とし、これをもとに教育理念を、「芸術家魂」を持った若者を世の中へ送出すことと、我が国を芸術立国とするための人材育成の教育が、大学の最も重要な使命である、としている。この理念を達成するため、教育目標として、想像力、創造力、意志、社会性の四つの力の育成を掲げ、学部における学生が「身につけるべき力と能力要素」、大学院研究科における育成する人材像を明示している。

教育理念及び目的は法令に従い設置され、簡潔に文章化している。また大学の使命については、「東北芸術工科大学設立の宣言」にまとめてあるほか、建学の理念の理解促進のため、理念策定の経緯を「東北芸術工科大学の誓い」「東北芸術工科大学生い立ちの記」及び「芸術立国」という三つの冊子にまとめ、公開している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の理念に基づき、芸術学部、デザイン工学部及び大学院芸術工学研究科において、①芸術・デザイン思考を基本とすること②就職に強い芸術大学③産学官連携による人間力形成を目指していくことと教育目的を設定し、個性・特色を明示している。

これら使命・目的については、学校教育法第 83 条が定める内容と合致しており、使命・目的をもとに、「身につけるべき力と能力要素」について、明文化している。今後も社会情勢の変化に伴い、見直しを図る方針など変化への対応をしている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

建学の理念、使命・目的及び教育目的は簡潔な文章で明文化され、役員、教職員、学生及び学外者に理解され、共有されている。学生に対しては、入学前から大学設立の趣意書を資料として配付、入学式やガイダンスでの説明、「学生生活・学修ガイドブック」において

周知している。学外者に対しては、ホームページで公表するとともに、大学正面入口に大学設立の宣言を掲げており、学部及び大学院の教育目的に建学の理念が反映されている。平成 25(2013)年度、教育改革 3 か年プランを、翌 26(2014)年度 5 か年計画を策定している。学部及び大学院の三つの方針についても、建学の理念とその使命・目的及び教育目的が反映されている。教育研究の基本的な組織は、大学の規模に応じて構成され、代表教授会の運営とともに法人組織及び教育組織の連携が緊密に行われ運営されている。

【優れた点】

○東北文化研究センター、文化財保存修復研究センター、共創デザイン室や創造性開発研究センター等の付置研究機関の活動を通じて地元社会に貢献していることは、高く評価できる。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

建学の理念に基づき、アドミッションポリシーを学部及び大学院ごとに定め、求める学生像を明確に示し、学生募集要項及びホームページ掲載により周知する一方、オープンキャンパスや入試説明会、出張講義等において、教育理念に沿った教育方法を直接受験希望者に伝えている。また新たな入試方式を導入する際、事前に説明会も開催している。

アドミッションポリシーに沿って各専門領域に即した試験科目と入試区分で試験を実施することで、受験生は個々に応じた入学試験を選択できる。特に、募集枠が最大の AO 入試は、従来の慣例と異なり、入学前の美術予備校での実技専門指導の受講を前提とせず、受験生の学ぶ姿勢や意欲あるいは将来性を重視している。さらに、教育方針に基づいた徹底した教育を機能させるために、平成 27(2015)年度より面接型特別選抜試験と一般入試「専願型」を導入し、専願者の入学者比率を高めている。

過去 5 年、学部・学科別に入学定員を満たす学生数を確保している。また、大学全体の募集定員を維持しながら、入学者の動向を勘案しつつ学科再編するなど、常に適切な入学者数となるよう努めている。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

平成 24(2012)年度、学長会主導により教育改革に取り組み、FD 研修、代表教授会、学長会及び教職員総会等での検討と確認を行い、大学を取巻く現状の認識と取り組むべき課題の明確化を経て、教育理念、教育目的及び「育成すべき人材像／学位授与方針」と、その具体的な中身としての「身につけるべき力と能力要素」を策定した。これを「学生生活・学修ガイドブック」やホームページ等で学生に明示するとともに、その体系的修得を教育課程編成方針としている。

各学科の教育課程をカリキュラムマップで明示し、全学的に確認と共有を図るとともに、学生に対しては履修モデル及びカリキュラム一覧として具体的に提示し、学生の主体的な履修計画立案の支援に努めている。

平成 27(2015)年度に開講したデザイン工学専攻の新領域「地域デザイン研究領域」は、従来行ってきた研究指導に加えて、コミュニティの活性化を目的としたワークショップ、地域誌の編集、デザイナーのためのフィールドワークなど、学位授与方針及び教育課程編成方針に基づいたカリキュラム編成となっている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

授業及び学修支援は、教学事務室を中心に教員と協働し、入学前の段階から入学準備プログラムを実行し、入学後もリメディアル教育の充実により基礎学力不足を補うなど、入学前後において切れ目のない学修支援体制を構築している。また授業の運営に当たっては、学科ごとに事務担当職員を配置すると同時に、特に実習系の授業の現場においては、教学事務室所属の副手と成績優秀な大学院生から選抜された TA とが協働してきめ細かい授業支援を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定等については学則に基準を示し、「学生生活・学修ガイドブック」に記載し学生に配付するとともに、オリエンテーションでも説明している。各科目の成績評価方法についても、インターネットによる学修支援ポータルサイト「NETBUS」で公開するシラバスで事前に確認できる。加えて担当教員も初回の授業で詳細を告知している。また、GPA と連動する履修登録単位の上限を設けることで適切な学修時間を確保し、登録科目をきちんと履修する勉学姿勢を身に付けさせている。2 年次から 3 年次への進級要件を設定することにより、4 年次終了時の留年率の低下を図っている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリアセンターでは、キャリア科目の企画・運営・実施、各学科に配置されている教学事務室の学科事務担当との連携による学生のサポートに加え、センター職員を各学科の会議に出席させて教員へ直接働きかけることにより、教員のキャリア教育に対する意識喚起を行っている。

キャリアセンターには、キャリアカウンセラーの資格を持つ複数の職員を配置し、日常的に学生の進路形成に関する相談と助言を行うとともに、1・3・4 年次を対象にした進路ガイダンスが組織的にきめ細かく実施されている。また、3 年次にはインターンシップのガイダンスが実施され、平成 26(2014)年度には 100 人超の学生をインターンとして山形県内外に送出した。さらに、3・4 年次には全ての学生に対して各 3 回の三者面談（学生・教員・センター職員）が実施され、各学生の進路希望等が把握されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況について、卒業率、進路決定率、就職率、各種資格取得者数、各種公募展受賞・入選者数等の評価尺度を用いて点検・評価を行っている。また、カリキュラ

ム、学修環境、厚生サービスの改善に生かすために学修生活アンケートを実施して、その集計結果と分析結果を教授会等に報告するとともに、それに対する大学の回答を「NETBUS」で閲覧できるようにしている。

学生授業評価アンケートを実施して、その集計結果を担当教員へ通知することにより授業改善に利用している。また、全教員に対して教員ポートフォリオの作成と提出を義務付け、所属長がそれに基づいて面談と評価を行っている。さらに、自己点検・評価と改善計画を恒常的に実施する体制を整えるとともに、専任教員の教育力向上研修を実施したり、シラバスの整備と点検を行ったりしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

経済的に困窮している学生のために奨学金・学費減免制度を設けている。また、悩み事を抱えている学生のために、教員によるオフィスアワー・個別面談を設定したり、学科事務担当職員・副手による支援体制を整えたりして、学生相談を実施している。保健室における健康管理・カウンセリングの実施、学生食堂の運営、委託保養施設利用の助成、課外活動の支援、スクールバスの運行など、学生生活を安定させるためのさまざまな支援を行っている。

学生生活の福利厚生の向上を図るために「学生代表会議」を開催している。また、教育内容・福利厚生の改善を図るために学修生活アンケートを実施している。さらに、大学・保護者・卒業生をつなぐための保護者会・校友会・卒業生後援会を組織して、大学・保護者・卒業生の連携による学生支援を行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学部及び研究科の教員配置について、大学設置基準及び大学院設置基準が定める基準を満たしている。専任教員の年齢バランスについて、特に偏りは見られない。なお、専任教

員の担当科目数については、役職者を除き、ほぼ偏りのない配当が行われている。

専任教員の選考については、教員選考基準に基づく一連の採用手続きに沿って行われている。専任教員の昇任審査については、教員業績評価の結果に基づく候補者の選定、常任理事会での審議、理事長の面接を経て、昇任者を決定している。また、平成 24(2012)年度より教員ポートフォリオに基づく教員業績評価制度が運用されており、教員個人の資質向上に取り組んでいる。さらに、同年度に FD 委員会を立上げ、教員の能力開発、授業方法の改善、高等学校との接続教育などに取り組んでいる。

教養教育実施のため、平成 21(2009)年度に教養教育センターを設置し、全学教養教育カリキュラムの編成、基礎学力・主体性・人間形成力を身に付けさせる教育の強化などを行っている。

【優れた点】

○教員業績評価制度について、全ての教員にポートフォリオの作成・提出を義務付け、賞与面での処遇に反映させている点は高く評価できる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎、体育・スポーツ施設、図書館については、大学設置基準を満たしている。福利厚生・居住環境・食堂運営については、適切に維持・運営されている。教育・研究を展開するために必要な情報ネットワーク等についても、適切に整備されている。

講義室・演習室・学習室については、学科別・授業形態別・学修レベル別に教育効果を高めるために適正な人数で授業科目が開講できるように整備されている。また、耐震工事に合わせて授業の見える化を目的としたガラス張り教室を整備している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律については、経営の根幹を担う学校法人について、私立学校法に基づき制定した寄附行為に明確に定めている。また、学校運営に関する基本規則である学則及び大学院学則により法人が設置する学校の運営に関わる基本事項を定めるとともに、就業規則において、法人の教職員の経営の規律と誠実性の維持について表明している。

使命・目的の実現のため理事会業務委任規程において理事会の決定事項を定め、当該事項を誠実に履行することにより、法人の使命・目的を実現させるための継続的努力を行っている。

学校法人の運営に際しては、学校教育法をはじめ各種法令を遵守するとともに、省エネルギー等環境保全や人権・安全への配慮を行いつつ適正に大学運営を行っている。

財務情報及び教育研究活動等の情報の公表については、平成 21(2009)年度事業に関する情報を平成 22(2010)年度からホームページに毎年掲載している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

最高意思決定機関である理事会のもと、戦略的に意思決定を支援するために法人部門や教育部門における各種組織を整備し、機動的な運営がなされる体制となっている。

理事長、副理事長、専務理事、常務理事、学内理事（学長、学部長、研究科長）等から構成される常任理事会が設置され、毎月開催し、理事会、評議員会付議事項や理事長が必要であると認める事項に関して、審議する体制となっており、法人と教学全体の戦略的な意思決定のために機能している。

学長会を週 1 回の頻度で開催することにより、教学全般に関する諸課題について審議し、その結果を理事会に提案することで最終意思決定がなされている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学全体の戦略的意思決定のために審議を行う学長会が、法人と教学部門との結節点の役割を果たしている。教授会・研究科委員会の審議事項は学校教育法の趣旨に従い、規定されている。

学長主宰による学長会が大学の諸課題に対する解決策や企画立案等を担っており、学長のリーダーシップ発揮に重要な役割を果たすとともに、大学の意思決定や業務執行、教授会の円滑な運営等に寄与している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事 17 人のうち 4 人が教学部門の責任者によって構成され、法人部門と教学部門との意思疎通が図られている。また、常任理事会及び学長会には必要に応じて関係教職員が同席し意見を述べることでできるとなっており、理事・教員・職員相互のコミュニケーションを図る場が設けられている。

管理運営組織は、法人部門と大学部門の相互チェックを図りながらガバナンスの機能性を確保している。監事は学校法人の業務執行状況及び財務会計の状況を監査し、理事会及び評議員会にてその結果を報告している。評議員会は寄附行為に基づき運営され、機能している。

日常的な管理運営事項に関しては、規則に基づき必要な場合、入試部長や教務部長などの教学部門責任者に加え、事務局関係課の課長職が出席し意見を述べさせることでリーダーシップとボトムアップのバランスを図っている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人の業務執行体制については、寄附行為及び理事会業務委任規程により役員（理事・監事）の選任及び職務等について規定している。教育組織及び事務組織については、組織規程により、権限の分散と責任を明示した組織編制を行い、業務の効果的な執行のための教職員の配置を行っている。

常務理事 3 人が戦略、財務各担当及び事務局長兼務とする担当制により業務執行の管理を行っており、業務内容は「G-PDCA」による自己点検・評価体制が構築され、これに従い、進捗管理がなされている。事務職員の資質・能力向上の制度については、職員研修及び職員ポートフォリオ制度を通じて行われている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

5 か年計画（平成 26(2014)～平成 30(2018)年度）及び各年度に明示される事務局目標に基づき予算の全体方針を示している。予算策定は適正に行われ、理事会での事業計画、予算承認を経て各課へ予算配分がなされるなど財務の中期的な計画に基づく運営がなされている。

これまで安定した収支バランスを維持するため、学生生徒等納付金の確保、科学研究費助成事業の獲得、適正な運用収入の確保や必要な基本金の積立てを図るよう留意してきたほか、支出面では、教職員定数の管理強化など人件費を適正に保ち、教育研究経費・管理費の支出の厳格化を図りつつ、将来に向けて特定資産の繰入れを行うなど、安定した財務基盤の確立を図っていく方針としている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び経理規程に基づき適切に行われている。予算、補正予算及び決算は経理規程に基づき、理事会及び評議員会等の審議及び承認を受けて対応している。毎年の年度当初に予算執行に係るルールをまとめた「個人研究費ハンドブック」

及び「予算執行ハンドブック」を教職員に配付し、正確な処理に努めるよう指導している。
また、会計監査は、公認会計士による監査と監事による監査を実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則及び大学院学則に基づき、「自己点検・自己評価に関する規程」を定め、自己点検・評価委員会が評価事業の基本方針の策定、自己点検・評価の実施及び評価結果の公表、並びに評価事業に関する評価と改善を行っている。評価事業は、毎年の報告書の取りまとめと外部評価機関による機関別認証評価の受審の二つとなっている。

教育の日常的な向上と改善を狙い、FD 委員会は教員の FD 活動のほか、学生を対象とする授業評価アンケート及び学修生活アンケートを実施している。更に、人材育成の観点から教員ポートフォリオや職員ポートフォリオを活用しながら経営と人材の有機的な総合評価が行える体制を整えている。

諸規則に基づき自己点検・評価委員会、FD 委員会、学長会及び常任理事会が責任を持って、大学の各種事業のみならず、大学の教職員に対する評価を実施しており、各部署の計画に対する進捗状況をチェックするなど年 2 回、PDCA に「目標(Goal)」を加えた「G-PDCA」を回している。

大学のさまざまな評価活動については、7 年以内に一度の認証評価を除き、毎年度実施している。

【優れた点】

○教員、職員とも目標管理による成果主義を導入し、組織目標と個人目標とのリンクを明確にすることで、自己点検・評価のサイクルが円滑に回っていることは高く評価できる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

各部署での実施責任者は、各事業の実施状況と達成度を示すエビデンスをもとに前年度の自己評価と当該年度の目標・計画の設定を行うとともに、所属長は裏付けデータと一緒に自己評価報告書を確認しながら実施責任者との意見交換を行っている。

「G-PDCA」サイクルにおいては、実施責任者に対して基礎データを、収集・分析の上で実施状況を記載し、これに基づいて評価と改善を記載するよう求めている。また、数値的データ収集（定量的な評価）に加え定性的な評価も重要視し、必要に応じて事業サービスの受益者（学生、教職員、保護者など）を対象とするアンケートやヒアリングの結果を十分に分析し、評価と改善に結びつけている。IR の機能は各部署が担い、現場担当の目線で業務改善の原動力ともなるデータの収集と分析に努めている。また、IR 推進室を設置し、職員だけでなく統計学の教員も加わり、経営指標の設定と情報の一元化に取り組んでいる。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

各種事業を対象とする自己点検・評価の実施に当たっては「G-PDCA」サイクルを取入れており、教職員間で、これを実施している。

教職員の人事評価、授業評価、学修生活アンケート等のデータも「G-PDCA」サイクルの仕組みが確立しており、各々の改善が翌年の計画の根拠となっている。更に、その基盤の上に、教職員がより長期的な視点に立っての自己点検・評価に取り組んでいる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携 —地域の知の拠点としての展開—

A-1 公設民営の大学という“生い立ち”と社会連携・地域貢献との関係

A-1-① 地域の期待を受けて設置された大学

A-2 教育活動における社会連携の強化

A-2-① ディプロマポリシー及びカリキュラムとの関連性

A-2-② 地元産業への波及効果

A-2-③ 領域横断型プロジェクトの展開

A-2-④ 文部科学省「地（知）の拠点整備事業」の採択

A-3 研究活動における社会連携活動の強化

A-3-① 附置研究機関の整備

A-3-② 地域発新ブランド開発プロジェクトの推進

A-3-③ 行政機関等との連携による産業界育成への取り組み

A-4 地元産業界との組織的連携

A-4-① 地元産業界との交流組織の形成

A-5 本学の特色を活かした社会貢献活動の展開

A-5-① 地域に開かれた大学としての存在

A-5-② 生涯学習社会への対応

A-5-③ 「みちのおくの芸術祭 山形ビエンナーレ」の開催

A-6 東日本大震災被災地復興活動及び被災者支援の推進

A-6-① 東北復興支援機構（TRSO）の立ち上げ

A-6-② 文化財保存修復研究センターによる支援活動

A-6-③ 建築・環境デザイン学科による復興支援活動

【概評】

私学として独立した運営体制を維持しながらも、地域社会の期待に応えるべく、産学連携活動及び社会貢献活動に加え、芸術・デザイン教育を通じて地域社会との連携・交流の推進に努めており、これらの活動は評価できる。

その具体例の一つとして、平成 26(2014)年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学 COC 事業）」に採択された事業は、平成 30(2018)年度までに全学生が地域の課題や風土を学び、正規の授業（一部必修化）で地域連携・社会貢献を常態化させ、学生がその主役となることを目指したものとなっている。また、これらの事業と連動し、研究活動においても産学連携機関である共創デザイン室や、二つの付置研究センター、すなわち文化財保存修復研究センター及び東北文化研究センターを中核として地域社会との連携強化に努めている。一方、地元産業界との組織的連携を担う「東北芸術工科大学後援会」を平成 27(2015)年 1 月に発足させた。山形県内の企業を中心に 90 社を超える入会申込みがあり、地元産業界との交流組織が着実に整いつつある。

また「大学全体が美術館」というコンセプトのもと、生涯学習や芸術祭などを通じて、地域に開かれた大学としての認知が定着しつつあり、学長主導のもと、山形市を舞台に「山形ビエンナーレ」を開催するなど、人口減少社会において芸術大学が成し得る「地方の新しい豊かさ」を追究している。

こうした社会連携の一環として、東日本大震災直後の平成 23(2011)年 5 月に東北復興支援機構(TRSO)を立上げた。同機構の設立を起点に、震災から年月が経つにつれて徐々に減少傾向にはあるものの、被災地の復興と被災者支援を一貫して推進し、その経験を踏まえ、

東北芸術工科大学

平成 26(2014)年に、人と人をつなぎ、コミュニティを構築する技術を学ぶコミュニティデザイン学科をデザイン工学部に開設した。当該学科の教育研究活動を通じて、高齢者の孤立化や商業地区の衰退などの諸問題に対し、行政や NPO 法人の立場で貢献できる人材を育成しつつあり、地域連携の新たな展開になっている。

